

## 対インド国別援助方針

平成28年3月

### 1 援助の意義

インドは若年人口が人口の半数を占める、世界最大の民主主義国家である。技術を身につけ、雇用を生み出す必要のある生産人口が、毎年1500万人増加するとされている。同時に、依然として多数の貧困人口が存在し、中間層はより高い生活水準を求めて拡大し続けている。これらの課題や需要に応えるため、包摂的かつ安定的な高度経済成長の実現が必要とされている。こうした中で、継続的な投資と高度成長を確保する上で必要な重要インフラを整備するため、また、急速な経済成長と都市化の結果生じた社会的・環境上の課題に対処し、貧困削減と包摂的成長を実現するため、今後も我が国のODAが大きな役割を果たすことが期待されている。

我が国にとって最も古く、また、最も重要な開発パートナーの一つであるインドの発展に対する我が国の貢献は、民主主義や人権、市場経済といった両国共通の価値観に基づくものであり、資金的、技術的、人的資源の不足を埋め、お互いの強みを生かす相互補完の考え方を基礎とする。両国間の開発協力は、「日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素でもある。

### 2 援助の基本方針（大目標）：日印共通の価値観を基礎とした「より早く、より包摂的で、持続可能な成長」の実現に向けた協力

これまでの日印二国間協力の成果を踏まえ、インドが第12次五か年計画（2012～2017年）でも目標としている「より早く、より包摂的で、持続可能な成長」の実現を支えるため、民主主義や人権、市場経済といった日印間の共通の価値観を基礎として開発協力を推進する。

### 3 重点分野（中目標）

#### （1）連結性の強化

投資と成長に対するインフラ面でのボトルネックを解消することを念頭に、インド国内の主要産業都市・経済圏内及び地域間の連結性の強化が図られるよう、鉄道（高速鉄道、メトロを含む）、国道（高速道路を含む）、電力、その他の分野について、輸送のハブ及びネットワークとなる運輸インフラや電力インフラ等の整備を支援する。また、デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想やチェンナイ・ベンガルール間産業回廊（CBIC）構想といった、広域の経済開発構想の具体化を進める。さらに、日印首脳間で確認されている北東部等の地域の連結性の促進に向けた協力を推進する。

#### （2）産業競争力の強化

産業競争力の強化、特に製造業分野の強化は、インドの経済成長をより安定的にするための鍵である。製造業は、若い生産人口のための新たな雇

用を生み、経済の技術的基盤を強化し、生産性を向上させる。このような視点に立ち、インドの製造業を始めとする産業の競争力の強化に資するような、発電・送配電・エネルギー効率化、高規格道路、港湾、上下水道等といった重要なインフラの整備を支援する。また、インドに対する海外直接投資の促進や、経営、高等教育や実践的技術力といった分野での産業人材育成に資するような支援を行う。

### (3) 持続的で包摂的な成長への支援

経済の高度成長は不可欠の要請であるが、同時に、この成長が持続的なものとなり、また、その恩恵が社会にあまねく衡平に共有され享受される必要がある。このために、我が国として基礎的社会サービス（保健、衛生、上下水道を含む。）の整備や、都市化に対応したインフラ整備、貧困層の収入増のためのプログラム（小規模インフラの改善や農業の生産性の強化、フードバリューチェーンの構築を含む。）といった貧困削減・社会セクター開発に資するような支援に取り組む。また、上下水道・森林・防災等の環境・気候変動問題への対処に向けた協力を推進する。

## 4 留意事項

(1) 「日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下で、ODAの分野での協力においても、日印が単に援助国と被援助国という立場にとどまるのではなく、ウィンウィンの互恵的な成果を目指す対等のパートナーシップを実現することに留意する。

(2) 原則としてタイド援助を受け入れず、調達政策において国際競争入札の採用を必須とするインド政府の方針に留意する必要がある。同時に、開発協力の事業やプログラムを通じて、他に類を見ない日本の技術や専門知識のインドへの導入を促進すべく取り組んでいく。

(3) 緊密で継続的な政策対話を通じて政策マトリクスに相互に合意し、モニタリングとレビューを実施し、この進捗を根拠として支援を行うプログラム・アプローチに基づく支援については、これにより事業の管理に一層の柔軟性がもたらされ、さらに被援助国のオーナーシップが高められることになり、また、量的目標・具体的工程・成果のアカウンタビリティを確保することにもつながることから、その漸進的な推進に留意していく。

(4) 経済協力を通じた様々な分野での緊密な人的交流の促進にも留意する。

(5) 平等で包摂的な社会の達成のため、日印両国は案件形成にあたってはジェンダー平等に留意する。

(了)

別紙： 事業展開計画